

パートナーシップ除雪事業補助金 Q & A

【共通】

Q：事業実施後、補助金の交付申請をできますか？

A：できません。交付申請をし、交付決定を受けてから事業に着手してください。

Q：4つの補助メニューを全部活用することはできますか？

A：原則、同一年度内に1町内会につき1事業です。ただし、町内あき地利用事業はその他の3事業と併用できます。

Q：50万円の小型除雪機械を購入した場合、補助金は、対象経費の1/2以内の25万円ですか？
または、補助上限額の22万円ですか？

A：補助上限額の22万円です。また、30万円の小型除雪機械を購入した場合は、対象経費の1/2以内の15万円が補助となります。この考え方はすべての事業に共通です。

【小型除雪機械購入事業】

Q：小型除雪機械とはどのようなものを対象としていますか？

A：ハンドガイド式除雪機の中型相当（幅800mm、最大出力10馬力程度）が対象です。

Q：小型除雪機械の購入は、中古でも良いですか？

A：新品の機械のみを対象とし、中古品は対象外とします。

また、販売業者から購入する機械のみを対象とし、個人間の売買で購入したもの等は対象外です。

Q：小型除雪機械の購入は、2台購入しても補助の対象となりますか？

また、毎年購入しても補助の対象となりますか？

A：除雪機械の購入は、1町内会につき1台とします。また、毎年購入することについては、公平性の確保のため、以後6年間において再び補助を受けることはできません。

【小型除雪機械借上事業】

Q：小型除雪機械とはどのようなものですか？

A：小型除雪機械購入事業と同様の、ハンドガイド式除雪機の中型相当（幅800mm、最大出力10馬力程度）を想定しています。

Q：小型ショベルなどは補助の対象となりますか？

A：対象となります。ただし、小型ショベルなどは借上げ費用が高額となるものの、補助上限額が4万8千円であることから、町内会の負担が大きくなることが考えられます。

Q：小型除雪機械の借上げは、2台借上げしても補助の対象となりますか？

A：小型除雪機械の借上げは、台数に制限はありません。

なお、複数台を借上げた場合、借上げ費用が高額となるものの、補助上限額が4万8千円であることから、町内会の負担が大きくなることが考えられます。

【パートナーシップ排雪事業】

Q：排雪延長が500mしか延長しない場合、補助の上限はどうなりますか？

A：500mあたり19万円が上限となります。(排雪延長1km38万円を、実施延長で割り返した額を補助上限額とします。)

【町内あき地利用事業】

Q：隣接する町内会のあき地の借上げに係る謝礼は、補助の対象となりますか？

A：対象となります。あくまでも町内会が地主に対して支払う謝礼が補助の対象となります。

Q：地主が不動産業者など民間企業の場合も対象となりますか？

A：対象となります。あくまでも町内会が地主に対して支払う謝礼が補助の対象となります。